

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 きれいなまちづくりの推進
 - 第一節 区民の参加（第七条・第八条）
 - 第二節 重点地区等（第九条・第十条）
 - 第三節 投げ捨て、落書き等の防止（第十一条—第十四条）
 - 第四節 空き地の雑草の除去（第十五条—第十八条）
 - 第五節 路上障害物等の除去（第十九条—第二十一条）
- 第三章 罰則（第二十二条）
- 第四章 補則（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、「きれいなまち渋谷をみんなで作る。」という理念の下に、吸い殻、空き缶等の投げ捨て、落書き等の防止、空き地の雑草の除去、路上障害物等の除去及び青少年育成にとって良好な環境の整備に関し必要な事項を定め、もって美しく健全なまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区民等 区民及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 二 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
- 三 公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の場所をいう。
- 四 公共の場所等 公共の場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物又は工作物をいう。
- 五 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 六 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、飲食料を収容し、又は収容していた容器、チューイングガムのかみかす、ピラ、チラシその他のごみの散乱の原因となる物をいう。
- 七 喫煙 たばこを燃焼又は加熱させ、自己が煙（蒸気を含む。以下同じ。）を吸入することをいう。
- 八 受動喫煙 他人の喫煙によりたばこから発生した煙を吸入することをいう。
- 九 立看板等 立看板、貼り紙その他これらに類するものをいう。
- 十 指定喫煙所 公共の場所に設置された喫煙所であって、区長が指定したものをいう。

十一 落書き みだりに公共の場所等に塗料、墨等により文字、図形若しくは模様を描くこと又は描かれた文字、図形若しくは模様をいう。

十二 空き地 現に人の使用していない土地をいう。

十三 露店 通常屋根のない雨ざらしの下で営業を行う業態をいう。

十四 屋台店 屋根を設けて持ち運びできる構造（車輪の有無を問わない。）の店舗をいう。
（区の責務）

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、環境の美化及び浄化に関する基本方針を定めなければならない。

2 区は、区民及び事業者の環境の美化及び浄化に関する自主的活動を調整し、総合的な施策の実施に努めなければならない。

3 区は、区民等及び事業者に対し、環境の美化及び浄化に関し啓発を図るとともに、区民、事業者及び関係団体が行う清掃、啓発その他の活動への支援に努めなければならない。

（区民等の責務）

第四条 区民等は、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

一 公共の場所等で自ら生じさせた吸い殻、空き缶等を吸い殻入れ若しくは回収容器に収納し、又は持ち帰ること。

二 喫煙をしようとする場合は、その場所に配慮するとともに、受動喫煙を生じさせないようにすること。

三 飼い犬を公共の場所等に連れ出すときは、用具を携帯し、ふんを持ち帰るなど適正な処理をすること。

2 区民は、自宅及びその周辺の清掃を行い、地域内の自主的な環境美化活動に参加するとともに、関係団体の活動に協力するよう努めなければならない。

3 区民は、環境浄化に関する団体の活動に協力するよう努めなければならない。

4 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

一 事業所及びその周辺その他事業活動を行う区内の地域において、清掃その他の環境美化活動を行うこと。

二 受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な環境の整備を行うこと。

三 自己の従業員に対し、受動喫煙を生じさせないよう啓発すること。

2 ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、その散乱の防止について、区民等に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、公共の場所等に立看板等を掲出するときは、まちの美観及び青少年の健全育成への影響に配慮しなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第六条 区内に土地を所有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する土地において、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

- 一 吸い殻、空き缶等が捨てられないように、必要な措置を講じること。
 - 二 空き地にみだりに雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂しないように必要な措置を講じ、又は枯れた雑草を放置しないこと。
- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

第二章 きれいなまちづくりの推進

第一節 区民の参加

（渋谷区一斉清掃の日）

第七条 区民等及び事業者の環境美化意識の向上を図り、日常的な実践活動を行うため、毎年、四月二十八日を「渋谷区一斉清掃の日」と定める。

- 2 区、区民及び事業者は一体となって、渋谷区一斉清掃の日を中心に、一定期間、清掃活動及び環境美化に関する啓発活動を行うものとする。

（ボランティアの参加及び協力）

第八条 区長は、環境美化活動及び環境浄化活動に関し、環境ボランティアとして、広く区民の自主的な参加及び協力を求めることができる。

第二節 重点地区等

（環境美化・浄化推進重点地区）

第九条 区長は、来街者が多い地域で、吸い殻、空き缶等の散乱が著しく、かつ、青少年の健全育成が阻害され、特に環境の美化及び浄化の改善を図る必要があると認められる地区を、環境美化・浄化推進重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、前項の重点地区を変更し、又は解除することができる。

3 区長は、重点地区内において、環境の美化及び浄化の推進に関し、意識の啓発、区民の自主的な組織づくりへの支援等を重点的に実施するものとする。

（関係行政機関との協議）

第十条 区長は、重点地区の指定その他この条例の施行に必要と認められる事項について、地域の関係者の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。

第三節 投げ捨て、落書き等の防止

（禁止行為）

第十一条 何人も、公共の場所等にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。

- 2 何人も、公共の場所（屋外に限る。）においては、喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所においては、この限りでない。

3 何人も、落書きをしてはならない。

4 犬の飼い主又は管理する者は、公共の場所等で、犬のふんを放置してはならない。

（吸い殻入れの管理等）

第十二条 たばこの自動販売機を設置し、又は管理する者（以下「たばこ自動販売機設置者等」という。）は、吸い殻入れを設置した場合においては、これを適正に管理しなければならない。

- 2 飲食料の自動販売機を設置し、又は管理する者（以下「飲食料自動販売機設置者等」という。）は、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、たばこ自動販売機設置者等及び飲食料自動販売機設置者等に対し、たばこ自動販売機及び吸い殻入れ並びに飲食料自動販売機及び回収容器の設置又は管理状況の報告を求めることができる。
- 4 区長は、第一項又は第二項の規定に違反した者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（改善命令等）

第十三条 区長は、前条第四項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の措置を命ずることができる。

- 2 区長は、前項の命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。
- 3 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

（落書きの消去）

第十四条 土地、建物及び工作物を所有し、又は管理する者は、落書きが放置されているため地域の美観を著しく損なう状態にあるときは、落書きを消去し、原状の回復を図るとともに、良好な状況の維持に努めなければならない。

第四節 空き地の雑草の除去

（雑草の除去勧告）

第十五条 区長は、空き地に雑草が繁茂したまま放置されているため周辺住民の生活環境を著しく損なう状態にあると認めるときは、当該空き地を所有し、又は管理する者（以下「空き地所有者等」という。）に対し、雑草を除去すべきことを勧告することができる。

（空き地所有者等への除去命令）

第十六条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者がこれに従わないときは、期限を定めて、雑草を除去すべきことを命ずることができる。

（空き地の立入調査）

第十七条 区長は、前二条の規定による勧告又は除去命令を行う必要があると認めるときは、職員をして空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（雑草除去の委託先のあっせん）

第十八条 区長は、空き地所有者等が自ら雑草を除去することができないときは、委託先をあっせんすることができる。

第五節 路上障害物等の除去

（路上障害物等の除去勧告）

第十九条 区長は、区民等の通行の障害となる立看板、露店、屋台店、商品の陳列台その他の工

作物又は物件（以下「路上障害物」という。）を設置した者に対し、当該路上障害物の除去を勧告することができる。

- 2 区長は、公共の場所等に青少年の健全な育成を阻害するおそれのある立看板等（以下「不健全立看板等」という。）を掲出した者に対し、当該不健全立看板等の除去を勧告することができる。

（除去した路上障害物等に対する措置）

第二十条 前条の規定にかかわらず、区長は、路上障害物若しくは不健全立看板等（以下「路上障害物等」という。）が公共の場所等に設置若しくは掲出されているとき又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）等の関係法令に違反しているときは、関係行政機関の協力を得て、当該法令に基づき当該路上障害物等の除去及び一時保管の措置をとることができる。

- 2 区長は、前項の規定により保管した路上障害物等についてその旨を公示するものとする。
- 3 区長は、第一項の規定により保管した路上障害物等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が確認できたときは、所有者等に当該路上障害物等を速やかに引き取るよう通知するものとする。
- 4 区長は、第一項の規定により保管した路上障害物等について区規則で定める期間を経過しても、所有者等が当該路上障害物を引き取らない場合は、廃棄等の処分をすることができる。

（関係行政機関への要請）

第二十一条 区長は、除去及び一時保管の措置をとる場合において、必要により関係行政機関に対し、立会い等を求めることができる。

第三章 罰則

（罰則）

第二十二条 第十一条第一項、第三項又は第四項の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

- 2 第十一条第二項の規定に違反した者に対しては、一万円以下の過料を科する。

第四章 補則

（顕彰）

第二十三条 区長は、環境美化活動及び環境浄化活動に貢献したのに対し、顕彰を行うことができる。

（委任）

第二十四条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十二条に一項を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。